令和2年　2月28日

宝塚市内居宅介護支援事業所　管理者様

宝塚市内地域包括支援センター　管理者様

宝塚市介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援事業所運営基準等

の臨時的な取扱いについて

すでに複数事業所様よりお問い合わせいただいておりますとおり、居宅介護支援事業において、今後新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に運営基準等を満たすことが出来なくなる場合等が想定されます。この場合の取扱いについて、以下の通り回答を共有させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

1. 居宅を訪問してのモニタリングについて

・やむを得ず一時的に居宅外の場所で生活している（避難的に）要介護者及び要支援者に対しては、その生活の場へのモニタリングをもって運営基準を満たすと判断することとします。

・本人もしくは同居の家族等に新型コロナウイルスのり患が疑われる場合についてのモニタリングは、厚生労働省の通知に則り、保健所等の医療関係機関に相談、連絡をする等の適切な処置をとる対応をしてください。

・本人もしくは同居の家族（ロングでのショートステイ中のショート先、居住しているサ高住）等から、感染拡大の不安を受けてモニタリング訪問のお断りがあった場合は、ケアマネジャーは厚生労働省の感染防止マニュアルに沿った対応を行った上での訪問を行うことを説明してください。その上でなお訪問のお断りがあった場合は、運営基準13条14項の『特段の事情』による訪問ができない場合にあたると考えられるため、やむを得ず居宅を訪問出来なかった上記の説明などの経緯についての記録を残しておくようにしてください。また、可能な限り電話や利用しているサービス事業所への問い合わせ、通所等の利用がある場合は通所施設への訪問等により、利用者の状況の把握とその記録に努めてください。

1. サービス担当者会議について

・本人もしくは同居の家族等から、感染拡大の不安を受けてサービス担当者会議開催の拒否があった場合は、事業者は感染防止マニュアルに沿った対応を行った上での開催を行うことを説明しますが、そのうえで開催の拒否があった場合は、運営基準13条9項の『やむを得ない開催ができない理由』にあたると考えられるため、やむを得ず一堂に会しての会議の開催が出来なかった経緯についての記録を残し、基準に基づいて文書による照会を行ってください。また、作成したサービス担当者会議の要点のまとめの送付等により、各サービス担当者が支援の方向性等の共有化が出来るように努めてください。

以上

宝塚市役所介護保険課

給付担当：７７－２１３６